

輪島市監査公表第52号

平成26年11月25日付発監査第196号の監査結果報告に基づき、輪島市長より措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法第199条第12項の規定に基づき、次のとおり公表します。

平成26年12月17日

輪島市監査委員 湊 良作



輪島市監査委員 中山 勝





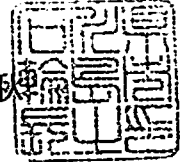
発 農 第 915 号

平成 26 年 11 月 25 日



輪島市代表監査委員 湊 良作 様

輪島市長 梶 文 秋



定期監査等の結果に基づく措置の通知について

定期監査等の結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として講じた措置について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 12 項の規定により、別紙のとおり通知いたします。

監査対象機関 農林水産課
監査執行年月日 平成26年11月14日

監査の結果	措置の内容	措置状況
<p>① 収入未済額について 国営農地開発事業費分担金及び高齢者等肉用牛飼育貸付金元利収入金の滞納については、徴収納付の努力は評価する。引き続き債権者に、ご理解いただきながら、滞納額縮小に向け取り組まれない。</p>	<p>債務者も高齢化し収入が年金のみの方々も多く納入相談を行いながら可能な範囲で回収を行っている。今後は、相続権者等に対しても協力をお願いなどや、滞納整理システムも活用し他課とも連携し、回収を進めていく。</p>	<p>措置方針等</p>